

新たな特別支援教育将来構想の策定について

平成25年5月

1 策定の趣旨

本県では、障害のある児童生徒の教育を推進するため、平成26年度までを計画期間とする「宮城県障害児教育将来構想」を平成17年に策定し、その理念である「共に学ぶ教育」の実現を目指し、障害によって生じるさまざまな教育的ニーズに応じた教育環境の整備を進めてきた。

一方で、特別支援教育についての県民の理解も進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育的ニーズも高まっている。

こうしたことから、これまでの取組や新たな課題も踏まえ、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、本県の特別支援教育の将来を見据えた新たな構想を策定することとしたものである。

2 新構想の計画期間

平成27年度を初年度とする10年間を想定している。

3 新構想の主な内容

新構想においては、以下のような事項を示したいと考えている。

- 小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進
- 高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進
- 特別支援学校における教育の充実
- 市町村における特別支援教育の体制整備と就学指導への支援
- 教員の専門性の向上

4 新構想の策定方法等

- (1) 新構想の策定に当たっては、教育委員会から審議会に対して諮問を行い、専門的・総合的な見地から当該構想に関する重要事項について調査審議いただく。
- (2) 審議会の調査審議は、パブリックコメントを実施するなど、児童生徒の保護者をはじめ、広く県民の意見を聴きながら進めていただく。
- (3) 審議会からの答申を踏まえ、教育委員会において新構想を策定する。

5 策定スケジュール（予定）

平成25年度 審議会の設置、諮問、審議（5回程度）
" 26 " 審議会の審議（3回程度）
審議会答申案に対するパブリックコメント実施
答申
教育委員会の審議
新たな構想の決定（教育委員会での議決）、公表